2025年８月８日

各　　位

会 社 名　　神姫バス株式会社
代表者名　　取締役社長　　長尾　真
（コード：9083　東証スタンダード市場）
問合せ先　　取締役総務部長　　井村 在宏
（TEL：079-223-1241）

株式分割およびそれに伴う定款の一部変更、配当予想の修正ならびに株主優待変更に関するお知らせ

当社は、2025年８月８日開催の取締役会において、株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。また、あわせて配当予想の修正ならびに株主優待制度の変更を行うことといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．株式分割について

（１）株式分割の目的

株式分割を行うことで、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を目的としております。

（２）株式分割の概要

①分割の方法

2025年９月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式１株につき、２株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

2025年９月30日現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなります。

株式分割前の発行済株式総数	6,172,000株
今回の分割により増加する株式数	6,172,000株
株式分割後の発行済株式総数	12,344,000株
株式分割後の発行可能株式総数	44,000,000株

注）上記の発行済株式総数および増加する株式数は、株式分割の基準日までの間に自己株式の消却等により変動する可能性があります。なお、変動する場合には改めてお知らせいたします。

③株式分割の日程

基準日公告日	2025年９月12日
基準日	2025年９月30日
効力発生日	2025年10月１日

④その他

・配当について

今回の株式分割は、2025年10月１日を効力発生日としていますので、2025年９月30日を基準日とする2026年３月期の中間配当金については、株式分割前の当社普通株式が対象となります。

・資本金の額について

今回の株式分割に際し、資本金の額の変更はありません。

２．株式分割に伴う定款の一部変更について

（１）定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第２項の規定に基づき、2025年10月１日を効力発生日として、当社定款第６条の発行可能株式総数を変更いたします。

（２）定款変更の内容

変更内容は次のとおりです。　（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更後定款
第２章　株式 （発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、2,200 万株とする。	第２章　株式 （発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、4,400 万株とする。

（３）変更の日程

効力発生日　2025年10月１日

３．配当予想の修正について

今回の株式分割に伴い、2025年５月９日に公表しました2026年３月期の期末配当予想額を以下の通り修正いたします。なお、本修正は株式分割に伴う修正であり、前回予想の１株当たりの期末配当予想に実質的な変更はありません。

	年間配当金（円）		
	第２四半期末(中間)	期末	合計
前回予想 (2025年５月９日公表)	40	40	80
今回修正予想 (株式分割前換算)	40	20 (40)	－ (80)
前期実績（2025年３月期）	30	30	60

※2025年９月30日を基準日とする中間配当金は、分割前の株式数を基準といたします。

※年間配当予想につきましては、株式分割の実施により単純計算ができないため「－」で表示しております。

４．株主優待制度の変更について

（１）変更の理由

当社は、毎年３月31日および９月30日現在の株主名簿に記録された株主様へのご優待として、乗合バスにご乗車いただける「株主優待乗車券」もしくは「株主乗車証」、および神姫バスグループ各社でご利用いただける「グループ優待券」を発行しております。今回の株式分割に伴い、次のとおり株主優待制度を変更いたします。

（2）変更の内容

【現行株主優待制度】

所有株式数	乗合バス優待	グループ優待
100～499 株	株主優待乗車券 5 枚	グループ優待券 3,000 円 (500 円×6 枚)
500～999 株	株主優待乗車券 10 枚	
1,000～1,999 株	株主優待乗車券 15 枚	
2,000 株以上	株主乗車証（注１） もしくは株主優待乗車券（注２）	

（注１）株主乗車証…2,000 株/1 枚。以降、2,000 株毎に 1 枚で、30 枚を上限。

（注２）株主優待乗車券…2,000 株/20 枚。以降、2,000 株毎に 20 枚加算で、100 枚を上限。

【変更後株主優待制度】　（太字部分は新設箇所）

所有株式数	乗合バス優待	グループ優待
100～199 株	**株主優待乗車券 5 枚**	**－（優待なし）**
200～999 株	株主優待乗車券 5 枚	グループ優待券 3,000 円 (500 円×6 枚)
1,000～1,999 株	株主優待乗車券 10 枚	
2,000～3,999 株	株主優待乗車券 15 枚	
4,000 株以上	株主乗車証（注１） もしくは株主優待乗車券（注２）	

（注１）株主乗車証…4,000 株/１枚。以降、4,000 株毎に１枚で、30 枚を上限。

（注２）株主優待乗車券…4,000 株/20 枚。以降、4,000 株毎に 20 枚加算で、100 枚を上限。

（3）変更の時期

2026 年３月 31 日を基準日とした株主名簿に記録された株主様に対する株主優待より、変更後の制度を適用いたします。なお、2025 年９月 30 日を基準日とした株主名簿に記録された株主様に対する株主優待につきましては、現行の制度に基づき実施いたします。

以　上